

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認 (様式 1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等	
z0210010	国立大学教員の勤務時間内兼業許可の実施	国家公務員法 101条 人事院規則 14-17, 14-18	国立大学教員等の勤務時間内における役員兼業については、構造改革特別区域における特例措置として認められることとなっている。	a		国立大学教員の勤務時間内役員兼業については、構造改革特別区域において平成15年4月から実施可能となっており、まずはその効果等の評価を見ることが必要と考えるが、平成16年度からは国立大学が法人化することにより、全国で、各国立大学法人の判断により勤務時間内兼業が可能となる。		回答では平成15年4月から特区では実施可能とされているが、要望内容は更なる産学連携を促進するために速やかにその全国展開を求めるものであり、16年4月からの国立大学法人化を待たずに全国展開することを検討されたい。	a		国立大学教員等の勤務時間内役員兼業については、構造改革特別区域において平成15年4月から実施可能となっており、構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)において、その実施状況を評価した上で、全国実施、特区限定、特例措置の廃止又は是正を決めるものとされたところであり、まずはその効果等の評価を見る手続となっているものと承知している。		国立大学法人化に伴い、各国立大学法人の判断により、国立大学教員の勤務時間内役員兼業が可能になる旨、平成15年度中に周知することについて見解を示されたい。	a		平成16年4月1日からの国立大学法人化に伴い、同日からは、国立大学法人の教員はそれぞれの大学法人の判断・措置により勤務時間内兼業を行うことができることとなる旨周知する。	5014	5014110	(社)関西経済連合会	11	国立大学教員の勤務時間内兼業許可の実施	201202203	国立大学において法人化を待たずに勤務時間内の兼業許可を全国的に実施する。	文部科学省【人事院】